

平成二十三年九月二十七日受領  
答 弁 第 一 三 号

内閣衆質一七八第一三号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対する答弁書

一について

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、また、下水処理場の処理能力についても今後の拡張の可能性を含め確定されていない。今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されていくものと考えている。当該原子力発電施設における下水処理場の処理水の冷却水としての使用については、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。